

# 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける県内事業者の皆様へ

令和4年5月12日現在

締切間近！！

事業復活支援金(国)の申請は  
令和4年5月31日(火)まで！

※申請前に必要な登録確認機関による  
事前確認の実施は5月26日(木)まで

<売上が減少した事業者様>

## ①事業復活支援金 (国)

☑給付対象者: 新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

☑申請受付期間: 令和4年(2022年)1月31日(月)～5月31日(火)

☑給付額(上限額): ※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高1億円以下※	年間売上高1億円超～5億円※	年間売上高5億円超※
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

☑算出式: 給付額=(基準期間\*<sup>1</sup>の売上高)-(対象月\*<sup>2</sup>の売上高)×5

\*<sup>1</sup> 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間  
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

\*<sup>2</sup> 2021年11月～2022年3月のいずれかの月  
(基準期間の同月と比較して売上が50%以上または30%以上50%未満減少した月であること)

### 【お問い合わせ先】

事業復活支援金事業コールセンター

TEL:0120-789-140 利用時間:8:30～19:00(土日・祝日を含む全日対応)

事業復活支援金HP



上乘せ

事業継続支援金(県)を申請される場合は、  
事業復活支援金(国)を受給された後、  
速やかにご申請をお願いします！

<売上が減少した事業者様>

## ②滋賀県事業継続支援金(第4期) (県)

☑支給対象者: 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県内中小企業等・個人事業主のみ  
なさまのうち、国の「事業復活支援金」(上記①)を受給し、県内に事務所または事業所を有する方。

※国の「事業復活支援金」を受給されていない事業者は対象外となります。  
(受給されていない事業者は、まずは国の「事業復活支援金」の申請をご検討ください。)  
ただし、国の対象とならないいわゆる「みなし法人」については、県の支給対象となる場合があります。

☑支給額: 中小企業等:20万円 個人事業主:10万円

※1事業者につき1回の申請まで(第4期) ※第1期～第3期との併給可

☑申請受付期間: 令和4年3月16日(水)～7月中旬まで

### 【お問い合わせ先】

滋賀県事業継続支援金コールセンター TEL:0570-200-575 平日9:00～17:00

事業継続支援金HP

